



■平成26年9月5日～9月30日、9月定例会議が開催されました。
山本議員の一般質問を通じて、議会活動報告をいたします。
なお、委員会などのトピックスは、ホームページの「山本せいご議会だより」でご覧になれます。

山本せいごの一般質問（9月定例会議）

空家の現状と空家対策について

少子高齢化や人口の減少社会の進展などで総務省の統計では、全国の空家数約757万戸、空家率は13.1%になっている。（平成20年総務省住宅・土地統計調査）

空家の老朽化が進むと、倒壊の危険、治安の悪化、景観を損なう、など生活環境に深刻な影響を及ぼす。精華町の空家の現状と対策についての考え方を問う。

質問1：空家数の現状と将来予想は？

答弁：空家の全体的な数の把握はしていない。
したがって将来予想を立てる段階にない。



質問2：地域住民へ影響を及ぼす恐れのある状況に対する考え方は？

答弁：消防本部が空家対応の窓口として、住民からの相談や問い合わせを受けている。
消防本部は、火災予防の観点を中心に指導を実施するとともに、関係部署と情報を共有し場合により木津警察など関係機関と連携を図るよう努めている。

質問4：空家に対する行政のかかわりは？

答弁1：自分が引き継いだ財産、周辺に迷惑をかけるということは当然の義務。隣近所で支えあう中で全体課題として解決を図る。
個人の権利に役場がかかわることは難しい。
答弁2：相談は受けるが、最終的には自治会で対処していただいている。

質問3：今後の空家対策の考え方は？

答弁1：空家に関する相談・問い合わせは、今年2件、去年は4件（内容は、草木の生い茂りが5件、施錠されてないが1件）で空家の持ち主に文書・電話及び現場で指導している。
今後の対策もこれらの対応で処理できる。
答弁2：「空家を福祉施設などに活用する」提案については、当面する考えはない。
（他の福祉課題を優先する）



高齢化からくるいろんな現実から空家になっていく。こうした状況を把握する問題意識が必要ではないか。
相談の件数は氷山の一角と考えるべきで、初期段階で手を打って、住民、近所で果たす役割と、役場(行政)が果たす役割分担を明確にして進めるべきである。

お知らせ

■会期の変更により、議会・会議名が、「9月定例会議」に変わりました。
今回より、会期が9月より翌年8月までの通年議会となりました。
これにより9月議会は、「9月定例会議」という会議名になりました。

議会だより (つづき 1)

土砂災害の防止対策について

局地的に猛烈に降る雨が、全国的規模で「経験したことがない」「想定外」の事態が発生している。特に広島では、19日深夜から翌日未明にかけて土砂災害による多大の人的被害が発生している。本町でも台風11号の接近に伴い土砂災害警戒区域、特別警戒区域の255世帯に避難勧告を発令した。本町の対応はどうであったか。

質問1: 避難対象住民への周知はどうしたか？ 全員に伝わったか？

答弁: 対象住民が255世帯と限定的なことから、エリアメールなど全町的な発信手段はとらなかった。

広報車での周知や地域によって自治会や自主防災会、また避難所に配置した職員によって各戸訪問による周知をした。

全員に伝わったかは検証できていない。



質問2: 自治会・防災会などの関係箇所との連絡体制と連携はどうしたか？

答弁: 集会所を避難所として開設していただいたり、自治会によっては警戒区域の見回りや声かけなどやっていた。

今後とも連絡・連携を密にして各種災害に備えたい。

質問3: 連絡周知の方法は、さらに確実に徹底できる方法を考えるべきではないか？

答弁: ①事前の周知が大変重要と考えている。

②台風など事前に進路などわかっている場合や記録的な豪雨など短時間における部分でも事前に自治会、地域の皆様に周知、連絡協議させていただく。

③事前周知の事例としては、関係自治会長あてに、避難勧告可能性の事前通知、警戒区域等の図面の配布などしている。

質問4: 要支援者に対する避難手配はどうしたか？

答弁: 個別的対応をした。

災害発生時の避難が必要な場合は、民生委員や自治会が主となり、要配慮者登録制度の名簿をもとに安否確認や避難誘導をすることを想定している。



1. 土砂崩壊について、警戒区域に指定されている人や付近の人の感度がどのくらいあるかは、季節の前に集まって警鐘を鳴らす、一定雨量によって注意喚起する、地域特徴にあった訓練をするなど、前段階での周知が必要ではないか。
2. 要介護者・要支援者の名簿については個人情報という観点から、渡す側・受け取る側(自治会や防災会など)の個人情報として扱う、旨の情報管理が大事なので今後マニュアルを一部整理していただきたい。

山本せいご後援会事務所
精華町大字南稲八妻小字門口71

TEL/FAX 0774-94-3301
Eメール seigo722@balloon.ne.jp
ホームページ <http://www.balloon.ne.jp/seigo722/>

議会だより (つづき 2)

健康増進のための禁煙 について

厚生労働省の「受動喫煙防止対策の決定」の通知で、受動喫煙防止の徹底を図るよう求められている。基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則全面禁煙であるべき。屋外にあっても受動喫煙防止のための配慮が必要である。来客者等にも理解と協力を求める対応が必要である。町の考え方を問う？

質問1: 職員の喫煙者数とその比率は？

答弁: 喫煙者は60名あまり。全職員の2割程度となる。

質問2: 喫煙ブースの利用実態は？

答弁: 喫煙は喫煙ブースが原則であるが、ブース外で喫煙する喫煙者も見受けられる。
職員も含め喫煙ブースでの喫煙を周知徹底する。

質問3: 喫煙時間による、労働力の損出額はいくらと見込んでいるか？

答弁: 算出できない。
喫煙は、業務のリフレッシュ、生理現象、水分補給などに準じると考えている。
住民の皆様にも誤解のないよう、必要以上に滞在しないよう周知徹底する。
労務管理の適正化に努めていく。

質問4: 北玄関側の喫煙ブースからの煙が外に流れ、駐車場利用者や通行人(子供を含む)が受動喫煙状態にあるがその対策は？

答弁: 喫煙ブースを利用するときは、窓や扉を閉める表示をし徹底する。
吸殻入れの設置場所は「喫煙場所でない」旨の表示をして徹底する。

質問5: 正面玄関の食堂横を喫煙場所と誤解されているがその対策は？

答弁: 食堂横の灰皿はすでに撤去している。
庁舎ロータリーや駐車場内にたばこの吸殻を見受けられることから、来庁者に対応するため正面玄関横に吸殻入れは、設置する必要があると考えている。

質問6: 健康増進法による庁舎全面禁煙を考えているか？

答弁: すでに庁舎建物内は全面禁煙を実施している。(平成22年6月より)
庁舎敷地内の全面禁煙は今後検討すべき課題と認識している。



休憩時間の1時間以外は勤務時間。ストレス発散として認めているというが、職場を離れるという意識を十分認識していただきたい。

議会だより (つづき 3)

南稲八妻川原谷地域ほかの開発許可申請について

南稲八妻川原谷地域他について、「林地開発行為に関する手続きに関する条例」を適用し、開発許可申請が進められている。

この開発による「生活環境に及ぼす影響」について、工事期間中の短期的な影響、工事終了後の数年先に及ぶ長期的な影響、について、本町において地元の意向を十分組み入れた対応を求める。工事に対する精華町の対応と考え方について問う？

概要説明(答弁): 京都府に提出された本事業計画の概要について

- ① 林地開発行為の目的… 工事残土の埋め立て処分
- ② 区域の面積 … 8.7ヘクタール
- ③ 搬入土量 … 約70万立方メートル
- ④ 土砂搬入期間ほか … 搬入期間 4年6か月、10トンダンプの1日あたり車両台数 95台



質問1: 生活環境に及ぼす影響についてどう考えているか。

- 答弁: ① 運搬車両の影響については、大型車両が通行するには幅員の狭い場所もあり、安全対策や道路の保全管理に影響が生じると考えられる。
- ② 土砂流出による河川への影響については、工事に先立ち防災池を設置、工事完了後は沈砂池として設置する。放流水の汚濁、土砂の流出について京都府が確認する。
- ③ 搬入土砂は、汚染水の流出懸念、地下水への影響が懸念され、条例に基づき京都府山城南保健所の許可が必要となる。保健所の指導で、3か月ごとの土壌調査をして府に報告する。
- ④ 排出土砂より搬入土砂の量が多いのは、今回の計画は過去の砂利採取後の復旧工事ではなく、新たな林地開発行為として外部より土砂を搬入することが目的である。

質問2: 本町の果たす役割と権限について伺う。

- 答弁: ① 林地開発者と地域団体との間で生活環境の保全のために必要な事項に関する協定が締結された後、京都府から工事实施状況に関する意見書が本町に求められる。
- ② 町としては、大型車両の交通対策や残土の埋め立て処分による環境対策など、それぞれの事案に対し町の意見書を提出する。
- ③ 本制度は、京都府の条例により事務処理され、本町に許可権限はないが、地元住民の意向が京都府に確実に伝わるよう調整を図りたい。

質問3: 全国的にこうした埋め戻しとか廃棄物、土砂積み上げでは問題が発生している。

搬入土砂について、常時土壌検査をしていない。もっと感度を上げてチェック体制や監視体制をとることを上位機関に申請するなり、町の意見として反映していただきたい。

答弁: 土壌の汚染、持ち込みの内容、水質等の影響、運搬車両交通等の問題が危惧されるので京都府に対して意見書を提出する。



該当地域住民だけでなく、流域、それから交通面も含めて連合自治会の方でも意見を挙げている。住民の考え方を組み入れて、町でできる対応についてしっかりやっていただきたい。

山本せいご後援会事務所

精華町大字南稲八妻小字門口71

TEL/FAX

0774-94-3301

Eメール

seigo722@balloon.ne.jp

ホームページ

<http://www.balloon.ne.jp/seigo722/>